エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

エネルギー対策特別会計事務取扱規則（平成十九年財務省、文部科学省、経済産業省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第三（第五条関係）	**別表第三**（第五条関係）
借方 科目	借方 科目
一般会計より受入	一般会計より受入
脱炭素成長型経済構造移行公債金	［新設］
石油証券（法第九十四条第二項に規定する証券をいう。）及借入金収入	石油証券（法第九十四条第二項に規定する証券をいう。）及借入金収入
一時借入金（借換）	［新設］
備蓄石油売払代	備蓄石油売払代
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金収入	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金収入
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構納付金収入	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構納付金収入
雑収入	雑収入
前年度剰余金受入	前年度剰余金受入
一時借入金	一時借入金
石油証券（法第九十五条第一項に規定する融通証券をいう。）	石油証券（法第九十五条第一項に規定する融通証券をいう。）
国庫余裕金繰替	国庫余裕金繰替
貸方 科目	貸方 科目
燃料安定供給対策費	燃料安定供給対策費
エネルギー需給構造高度化対策費	エネルギー需給構造高度化対策費
脱炭素成長型経済構造移行推進対策費	［新設］
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構出資	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構出資
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構運営費	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構運営費
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構出資	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構出資
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構施設整備費	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構施設整備費

貸方	整理科目
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構船舶建造費	［略］
脱炭素成長型経済構造移行推進電源開発促進勘定へ繰入	
国債整理基金特別会計へ繰入	
脱炭素成長型経済構造移行推進国債整理基金特別会計へ繰入	
融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	
脱炭素成長型経済構造移行推進公債事務取扱費一般会計へ繰入	
事務取扱費	
諸支出金	

別表第四（第五条関係）

借方 科目
電源立地対策財源一般会計より受入
電源利用対策財源一般会計より受入
原子力安全規制対策財源一般会計より受入
脱炭素成長型経済構造移行推進エネルギー需給勘定より受入
周辺地域整備資金より受入
一時借入金（借換）
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金収入
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構納付金収入
雑収入
前年度剰余金受入
一時借入金
国庫余裕金繰替
周辺地域整備資金繰替

貸方	整理科目
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構船舶建造費	［略］
［新設］	
国債整理基金特別会計へ繰入	
［新設］	
融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	
［新設］	
事務取扱費	
諸支出金	

別表第四（第五条関係）

借方 科目
電源立地対策財源一般会計より受入
電源利用対策財源一般会計より受入
原子力安全規制対策財源一般会計より受入
［新設］
周辺地域整備資金より受入
一時借入金（借換）
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金収入
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構納付金収入
雑収入
前年度剰余金受入
一時借入金
国庫余裕金繰替
周辺地域整備資金繰替